

やなくて、ちゃんと日本と整合性の取れるような対応がいつでもできるように検疫法は国内法を適用する、こうすればいいじゃないですか。私は、本当にここは、日本政府の自主性が見られないと思います。

大変残念ですが、その議論は更にほかの方にも譲っていきたいと思います。是非、地位協定の見直しを我々は訴えていきたいと思えます。

そして、敵基地攻撃能力について触れたいと思えます。

まず、やはりこの言葉、これは、先ほども自民党の議員からも指摘がありましたけれども、もう敵基地攻撃能力なんという言葉はやめた方がいいですよ。実態と合わない。これは、私はまず一つ言いたい。

そして、現実的な観点からいって、やはり、一発どこか、あるいは十発でもいいです、どこかに打撃を与えたら相手がそれで沈黙するなんてことはあり得ないですよ。こちらが打撃を与えるということは、間違いない。その後には総反撃を受けることも十分に認識をしておかなければいけない。だから、中途半端な打撃なんというものはないんだということですよ。

アメリカのように、完全に相手を打撃できるという、それぐらいの自負のあるだけの物量があれば、技術があれば別でしょう。しかし、中途半端な、ごく一部の打撃力を持ったところで他国からの反撃を防げますか。じゃ、反撃を防ぐだけのフルスペックの敵基地攻撃能力を本当に持とうとしているんですか。何をやるうとしてしているのか。ま

ず、じゃ、ここを御回答ください。

○岸田内閣総理大臣 我が国をめぐる安全保障環境、大変な厳しさを示しています。ミサイルの技術についても、極超音速滑空兵器ですとか変則軌道ミサイルですとか、日々技術が向上している。

この中で、我が国の国民の命や暮らし、しっかりと守れるのかどうか、こういった議論を行っていません。

まずはミサイルの迎撃体制、しっかりと完備しなければいけない、午前中も議論があったところでありました。しかし、それで十分なのかどうかも含めて、あらゆる選択肢を排除することなく、しっかりと議論をしていきたいと考えています。

そして、その際には、憲法、国際法、そして日米の今の役割分担、この基本は変わることはないと思っています。その範囲内で何ができるのか。これは、あらゆる選択肢を排除せず、しっかりと議論をしていくのが政治の責任であると考えています。

○泉委員 仲間の時間を少しいただいて。

今、総理が、憲法ですとか国際法の範囲内ですというお話がありました。

そこで、確認なんですけれども、敵基地攻撃能力の根本的なところの考え方として、昭和三十一年の鳩山総理の答弁というのがよく出てまいります。我が国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として我が国土に対し攻撃が行われた場合、そのような攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限の措置を取る、これが敵基地攻撃ができるという一つの法理なわけですね。

ここに、「わが国に対して」という言葉と「わが国土に対し」という言葉が、総理、ございます。これでいいですよ、これはあくまで個別自衛権ということ想定している文章、答弁かなと思わうわけです。これはそう理解してよろしいですかね。この答弁が今も有効であって、そして、集団的自衛権ということにおいては、これは必要最小限の措置を取ることにはならないということになるのかどうか、お答えください。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の昭和三十一年の政府答弁ですが、その後、我が国においては、安倍政権時代に平和安全法制の議論を行い、そして、昭和四十七年の政府見解に現状を当てはめる形で新しい武器行使の三要件を確認をいたしました。我が国の武力の行使については、その原則に基づいて対応すべきものであると思っております。

そして、敵基地攻撃能力を含むあらゆる選択肢については、そういった憲法の考え方、国際法、そして日米の役割分担、こういったものをしっかりと維持しながら考えていく、これを国家安全保障戦略の議論の中でしっかりと行っていきたいと思っております。

○泉委員 今のも、ちよつとまだ怪しいなというところを感じます。

そのほかにも、今お話ししたような、この日米の役割分担を基本的に維持しようという文章になっているわけですが、これは明確に盾と矛の役割分担を維持するということでよろしいですね。それとも、その役割は基本的にであって、一部、のりを越えるということですか。お答えください。